

貸金庫規定 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">貸金庫規定</p> <p>第 1 条 (格納品の範囲) ～ 第 14 条 (譲渡、転貸等の禁止)<br/>                     - 省略 -</p> <p>(削除)</p> <p><u>第 15 条 (成年後見人等の届出)</u></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助、保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p>(4) <u>前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p>(5) <u>前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いま</u></p> | <p style="text-align: center;">貸金庫規定</p> <p>第 1 条 (格納品の範囲) ～ 第 14 条 (譲渡、転貸等の禁止)<br/>                     - 省略 -</p> <p><u>第 15 条 (保証人)</u></p> <p><u>保証人は、この契約から生じるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p> <p>(新設)</p> |

| 新   | 旧           |
|---|-------------|
| <p><u>せん。</u></p> <p><u>第16条（規定の変更等）</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> | <p>(新設)</p> |